

来ムハ

員是ニ限リテハ、委員等ハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、
榮甘六糖 本會議ニ對シテ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、
糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、

榮甘六糖 糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、
糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、

糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、
糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、

糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、
糖ニ對シテハ、其ノ職務ヲ行フニ當リ、其ノ地位ニ於テ、

財團
協調會
福岡出張所

第廿八條 加盟團體ニシテ左ノ一ツヲ該當スルモノアルトキハ之ヲ
除名ス

- 一、本規約第二條ノ規定ノ主義、方針ニ背反スル言動ヲナスモノ
 - 二、本會議ノ名譽ヲ汚損スル行爲アルモノ
 - 三、本會議ノ統制ヲ亂スモノ
 - 四、六ヶ月ニ亙リテ故ナク加盟費ヲ納入セサルモノ
- 第廿九條 本規約ハ委員會三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ變更スル
コトヲ得